

○岡山市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を給付することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(事業の種類)

第2条 事業の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助（満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限る。以下同じ。）

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者。

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

ア 副食材料費

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の（ア）若しくは（ウ）に該当する者又は（イ）に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

（ア） 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

（イ） 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者。

（ウ） 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

イ 食材料費以外の実費徴収額

前号の規定を準用する。この場合において、同号の規定中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「施設等利用給付認定保護者」と読み替えるものとする。

（対象経費及び給付限度額）

第4条 事業の対象となる実費徴収額の範囲（以下「対象経費」という。）及び給付限度額は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

ア 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）に限り、法

第27条第3項第1号に規定する費用の対象となるもの及び市長が別に定めるものを除く。)

子ども一人当たり対象者である期間の月数に4,800円を乗じて得た額

イ 食材料費以外の実費徴収額（岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第122号）第13条第4項及び第43条第4項に規定する費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

子ども一人当たり対象者である期間の月数に2,700円を乗じて得た額

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

ア 副食材料費（特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額）

子ども一人当たり対象者である期間の月数に4,800円を乗じて得た額

イ 食材料費以外の実費徴収額（前号イに規定する費用に準ずるもの。）

子ども一人当たり対象者である期間の月数に2,700円を乗じて得た額

(実施方法)

第5条 市長は、対象者が次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に掲げる施設・事業所に支払った対象経費について、当該対象経費に相当する額を給付するものとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）

イ 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）であって、法第27条第1項の規定による確認を受

けたもの

ウ 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

エ 家庭的保育事業所 児童福祉法第6条の3第9号に規定する家庭的保育事業を行う事業所

オ 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業を行う事業所

カ 居宅訪問型保育事業所 児童福祉法第6条の3第11号に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所

キ 事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12号に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費・日用品・文房具等に要する費用の補助

特定子ども・子育て支援施設 法第30条の11第1項に規定する認定こども園又は幼稚園（法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）

2 前項各号に掲げる施設・事業所の設置者又は事業者が岡山市以外である場合には、対象者に係る対象経費を軽減して徴収又は免除した施設・事業所の設置者又は事業者に対して、当該軽減又は免除額に相当する額を補助できるものとする。

(支給申請)

第6条 前条第1項に規定する給付を受けようとする対象者は、実費徴収に係る補足給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出する際は、施設・事業所の長が対象者に係る対象経費の項目及びその金額を証明する書類を添付するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する場合の申請等については、市長が別に定めるものとする。

(決定及び申請却下)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに審査し、給付の可否を決定し、対象者に通知しなければならない。

(給付に関する報告等)

第8条 市長は、給付に係る事項について必要があると認めるときは、給付を受けた対象者に対し、報告を求め、調査することができる。

(決定の取消及び返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができ、また、当該取消に係る部分に関し、既に給付されているときは、返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

岡山市実費徴収に係る補足給付申請書

岡山市長 様

実費徴収に係る補足給付について、次のとおり申請します。

フリガナ	記 入 日	年 月 日
児 童 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生 () 歳児	支給認定 <input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2・3号認定
住 所	〒	
施設・事業所名		

給付の決定に当たっては、当該実費徴収に係る資料を岡山市が関連機関から取得すること、求めに応じ提供することに同意します。

(フリガナ)

保護者氏名

申請額 円

(内訳)

副食材料費	教材費等
円	円